

# 看護師とソーシャルメディア Nurses and social media

### ICN の所信:

国際看護師協会(ICN)は、ソーシャルメディアが迅速なコミュニケーション、教育及び影響力行使のための強力なツールとなり、看護専門職の強化に重大な可能性を持つと考える。ICN は、最新の保健医療の発展を常に把握し、看護実践を充実させ、専門職コミュニティ及び一般市民と対話することを目的に、看護師がソーシャルメディアを利用することを支持する。

ICN は、健康増進や疾病予防のため、及び、保健医療プログラムやサービスの促進のためにソーシャルメディアを活用する恩恵を認識する。ソーシャルメディアは適切に利用すれば、時宜を得た信頼できる保健医療情報へのアクセスを増加することができ、また、この情報をより幅広い人々と共有するためのツールを、保健医療の提供者及び消費者に対して提供することもできる。さらには、看護の貢献を一般市民に知らせ、世界的に看護のイメージを強化するための仕組みとしても活用することができる。

ソーシャルメディアは多くを提供するが、看護師が、利用に関して自らの専門職としての責任を理解することが重要である<sup>1</sup>。看護師は、職場の内外でその利用に伴う利益とリスクの認識及び理解が必要である。ICN は看護師、保健医療提供者組織、教育機関、職能団体及び規制機関に対し、ソーシャルメディアの利用に関わる専門的、倫理的、規制的及び法的問題の検討及び対応を要請する。

#### ICN は次のことを確信する:

看護師は以下を行う必要がある:

- 知識の強化、実践の情報提供、保健医療教育に関連して、ソーシャルメディアの利用がもたらす機会をリスクも併せて学ぶこと。
- ソーシャルメディアの利用に関して法律、規制、施設及びまたは組織の定める基準、ガイドライン、方針、行動規範を順守し、これらの規範、基準、ガイドライン及び方針を他の活動を行うときと同様にオンライン上での活動にも適用すること。
- ソーシャルメディアを通じて健康に関する情報、助言及びサービスを提供する際には、必要とされるコンピテンシーを持ち、業務範囲内で実践し、その法的な権限を与えられていることを確実にすること。
- オンライン上の情報の質と信頼性に留意し、その情報が患者の健康及び疾病体験にどのような影響を与えるかを認識すること。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Barry, J., Hardiker, N., (September 30,2012) "Advancing Nursing Practice Through Social Media: A Global Perspective" OJIN: The Online Journal of Issues in Nursing Vol. 17, No.3, Manuscript 5.

- 患者自身の健康状態に即して、ソーシャルメディアに関わる機会とリスクの両者につき、患者に 情報と教育を提供すること。
- ソーシャルメディアの私的な利用と専門職としての利用を区別し、勤務中の私的なソーシャルメディアの利用を慎むこと。
- 常に患者のプライバシーと守秘義務を守り、オンライン上で職場に関する問題を議論したり、患者やその家族に関わるいかなる情報も投稿したりしないこと。
- 患者との対話を記録または保管しようとする場合には正式な許可を求め、訴訟または法的手続き が行われている場合には、これら資料へのアクセスの点で法的な立場を意識すること。
- 治療的な看護師 患者関係の境界を尊重し、治療的な関係を損なうリスクがあるため、患者または以前の患者と私的なソーシャルメディア上でつながりを持ったり、「友達」として承認したりしないこと。
- 雇用主、教育機関、同僚または患者について中傷的または攻撃的なコメントを投稿することを慎み、匿名の患者・個人は、投稿した情報から特定できる場合があることを認識すること。
- プライバシーや守秘義務の違反を見つけたときは報告すること。
- 個人情報へのアクセス管理を維持するために、プライバシー設定に留意し、活用すること。
- 著作権による制限と、情報をオンライン上に投稿した場合の著作権侵害のリスクについて留意すること。
- ソーシャルメディアを通じた伝達の速度、及び、再投稿やリツイートが即座に行われる可能性に 留意し、何を伝えようとしているかを十分に考えてから投稿することの重要性を知ること。
- オンライン上に投稿されたものは、たとえ削除されてもすべて公開かつ永久的なものであり、仮名を使っても匿名性の確保にはならないことを認識すること。
- 仕事に関係のないものでも、コンテンツを投稿するときに伝わるイメージを認識し、世界的な看護の肯定的なイメージの強化に協力すること。

#### 保健医療提供者組織及び教育機関は以下を行うべきある:

- 学部、大学院や継続教育の課程、及び、雇用契約や秘密保持契約にソーシャルメディアの利用に 関する主要な点を取り入れること。
- 実践におけるソーシャルメディアの倫理的で責任ある適切な利用に関して、学生及び看護師を教育し、ソーシャルメディアの利用に関する積極的方針及びガイドラインを策定、普及させること。
- ソーシャルメディアに関する方針を、既存のプライバシー及び守秘義務に関する方針と関連づけること。
- 実践情報を提供し、ケアの質と患者安全を向上する適切なソーシャルメディアのプラットフォームの利用を促進すること、また、看護師が職場において承認されたソーシャルメディアにアクセスするための仕組みを提供すること。
- ◆ 未承認のウェブサイトに関する明確な規制を実施すること。
- デジタル記録及びデジタル複写を電子的に保管する場合には明確に表示し、その場合の各当事者 のアクセス権についても明示すること。

#### 職能団体及び規制機関は以下を行うべきである:

- ソーシャルメディアが持つ力についての意識を向上させ、その利益と合わせて、適切に使用されなかった場合のリスクも強調すること。
- ソーシャルメディアに関する明確な基準、方針、ガイドライン及び資源の策定と幅広い普及を図り、実践における適用に関して看護師に指導を行うこと。
- これらのソーシャルメディアに関する基準、方針及びガイドラインを、ソーシャルメディアの利用に関する組織内の実践に取り入れること。

## 背景

「ソーシャルメディア」とは、人々が意見、情報、経験、画像及びビデオまたは音楽クリップを共有するオンライン上及びモバイル上のツールをいい、ソーシャルネットワーキングに利用されるウェブサイトやアプリケーションなどを含む。ソーシャルメディアの一般的なものとして、FacebookやLinkedInなどのソーシャルネットワーキングサイト、ブログ(個人的なブログ、専門職としてのブログ、匿名で公開されるブログ)、Twitterなどのマイクロブログ、YouTubeやInstagramなどのコンテンツ共有サイト、討論用フォーラムサイト、掲示板などがある<sup>2</sup>。ソーシャルメディアはコミュニケーションの仕組みとして急速な発展を続け、世界的に受け入れられつつあり、看護を含む保健医療専門職の間でも普及している。

ソーシャルメディアは保健医療提供者にも消費者と同様に利益がある。適切に使用されれば、情報共有や議論が行われる実践についてのオンラインコミュニティを通じて専門職的な関係を醸成し、災害や緊急事態における情報提供や誤った情報の訂正も可能である。また、健康的な態度や行動を促進する機会にもなる。同様の健康上の懸念を持つ個人が、バーチャルコミュニティを形成し、個人同士がつながり、交流し、経験を共有することにより、ある種の力を作り出し、孤立を軽減することが可能である。

一般市民及び看護師によるソーシャルメディアの利用は、両者に利益がある一方、リスクもある。プライバシーの侵害のほかに、ソーシャルメディアが保健医療専門職に不適切に使用されてきた領域としては、同僚に対するいじめ、同僚や雇用主に対するオンライン上での批判、行動規範の違反になりうる専門職としてふさわしくない態度などがある。これらの行動は看護師、患者、同僚、教育機関、雇用主及び看護専門職に多大な負の影響を持つ可能性があり、看護師が懲戒や刑事訴訟に関わる事態も起きている。その結果、教育機関、保健医療の雇用主、職能団体及び規制機関は、ソーシャルメディアの利用に関する基準、方針及びガイドラインを策定する傾向にある。これらの文書は定期的に更新し、あらゆる世代のプロバイダーを更新に取り込み、社会技術的進歩やソーシャルメディアの利用

<sup>-</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Australian Health Practitioner Regulation Agency (2014). Social Media Policy. Accessed 18 June 2014 at www.medicalboard.gov.au/Codes-Guidelines-Policies/Social-media-policy.aspx

に関する教育、雇用、規制及び法律上の決定と歩調を合わせることが不可欠である。

ソーシャルメディアの継続的な利用拡大は、急速かつ広範囲に広がるコミュニケーションや情報共有のかつてない機会となっており、看護及び保健医療コミュニティが全世界への働き掛けに向けてソーシャルメディアの力を利用し、安全に制御することが重要である。

2015 年採択

## 関連ICN所信声明:

- 医療保健情報:患者の権利保護(2008)
- 患者への情報提供(2008)
- 情報通信技術を通じてつながる権利(2014)

2015年(公・社)日本看護協会訳

- \* 文書中の「看護師」とは、原文では nurse(s)であり、訳文では表記の煩雑さを避けるために「看護師」という訳語を当てるが、 免許を有する看護職すべてを含むものとする。
- \* ICN 所信声明の著作権は、国際看護師協会(ICN)にあり、ICN の許可のもとに、(公・社) 日本看護協会が日本語訳を作成しました。 許可の無い商業目的での使用を禁止します。